

解 説

1 広島県の財務書類の作成方法

財務書類は、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4表で構成し、その作成は、原則として、総務省が平成19年10月に公表した「新地方公会計実務研究会報告書」の「総務省方式改訂モデル」に従って作成しています。

区 分	内 容
貸借対照表	県が行政サービスを提供するために保有している財産（資産）の規模と、その資産の形成をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを対照表示したもので、「バランスシート」とも呼ばれるものです。資産合計と負債・純資産合計が一致します。
行政コスト計算書	一年間の県の行政活動において、資産形成に結びつかない行政サービスに要した経費（行政コスト）と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源（使用料・手数料等）を表したものです。 どのような経費（人件費、物件費等）に使われたかを性質別に、また、どのような分野（教育、福祉等）に使われたかを目的別にそれぞれ表しています。
純資産変動計算書	貸借対照表の「純資産」が、1年間にどのような要因で、どれだけ増減したかを表したものです。また、純資産は「公共資産等の整備に係る国からの補助金等」、「公共資産等の整備に係る一般財源等」、「その他の一般財源等」、「資産評価差額」の4つ分類され、それぞれの1年間の動きも見るすることができます。
資金収支計算書	一年間の歳計現金の出入りを「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」に区分し、現金の流れを示すもので、「キャッシュフロー計算書」とも呼ばれるものです。上記の3つの区分において、財源がどのように賄われ収支の過不足が生じたかを表しています。

2 普通会計財務書類

○ 対象会計範囲

・ 一般会計	
・ 証紙等特別会計	・ 管理事務費特別会計
・ 公共用地等取得事業特別会計	・ 公債管理特別会計
・ 母子・寡婦福祉資金特別会計	・ 中小企業支援資金特別会計
・ 農林水産振興資金特別会計	・ 県営林事業費特別会計
・ 県営住宅事業費特別会計	・ 高等学校等奨学金特別会計

○ 対象年度

この財務書類の対象は平成20年度で、平成21年3月31日を作成の基準日としています。
なお、出納整理期間（平成20年度の会計については、平成21年4月1日から5月31日まで）における出納については、基準日までに終了したものととして処理しています。

○ 基礎数値

原則として、昭和44年度以降の決算統計のデータを基礎数値として用いています。

3 連結財務書類

県の普通会計のほか、県の公営企業会計及び第3セクター等の県の関与が大きい関係団体を一つの行政サービス実施主体とみなして、連結して作成する財務書類のことであります。

連結財務書類は、一つの連結団体として、外部と行った取引により発生した要素のみを計上するため、連結対象の団体間で行われた取引は、内部取引として相殺消去しています。



○ 対象会計範囲

普通会計（前掲のとおり）	
公営企業会計	
<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業会計 ・土地造成事業会計 ・港湾特別整備事業費特別会計 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業会計 ・水道用水供給事業会計 ・流域下水道事業費特別会計
地方独立行政法人	
<ul style="list-style-type: none"> ・県立広島大学 	
地方三公社	
<ul style="list-style-type: none"> ・広島県土地開発公社 ・広島高速道路公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県道路公社 ・広島県住宅供給公社
第3セクター（出資50%以上）	
<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人県民センター ・財団法人ひろしま文化振興財団 ・財団法人ひろしまこども夢財団 ・財団法人広島県健康福祉センター ・財団法人広島県農林振興センター ・財団法人広島県建設技術センター ・財団法人広島県下水道公社 ・財団法人広島県スポーツ振興財団 	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人ひろしま国際センター ・財団法人広島県環境保全公社 ・社会福祉法人広島県福祉事業団 ・財団法人ひろしま産業振興機構 ・社団法人広島県野菜価格安定資金協会 ・株式会社ひろしま港湾管理センター ・財団法人広島県教育事業団 ・財団法人暴力追放広島県民会議
第3セクター（出資25%以上）のうち毎年議会に経営状況を報告している団体	
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社広島エアポートビレッジ開発 ・株式会社広島ソフトウェアセンター ・株式会社広島空港ビルディング 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社福山リサイクル発電 ・株式会社広島テクノプラザ

○ 連結の基準日

連結の基準日は、平成21年3月31日を基準日としていますが、普通会計における出納整理期間における出納について、基準日までに処理したものとして処理しているのにあわせ、普通会計と各会計間との間でも基準日までに処理したものとして調整しています。

○ 基礎数値

各会計・団体・法人等で作成している貸借対照表等を主に財務書類の基礎とし、普通会計財務書類の作成基準に準拠して算出しています。

「貸借対照表」関係

【資産の部】

区 分	内 容
1 公共資産	
(1) 有形固定資産	<p>県庁舎や学校など、長期間にわたり住民サービスを提供するために使用されている資産。（土地、建物、機械装置等）</p> <p>※ 昭和44年度以降に取得した資産について計上。（昭和43年度以前に取得した資産については決算統計で把握することができないため。） 建物等は減価償却の累計額を差し引いた後の金額。</p>
(2) 売却可能資産	<p>全ての普通財産のうち利用している公舎、貸付中の土地、道路敷地等を除いた土地を対象としている。</p> <p>※ 計上金額は、路線価のあるところは路線価で、路線価のないところは、市町固定資産税概要調書により評価した資産評価額</p>
2 投資等	
(1) 投資及び出資金	
① 投資及び出資金	公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金残高を計上
② 投資損失引当金	「投資及び出資金」について、市場流通価格又は出資先の財務状況等に応じて時価評価を実施し、そのうち資産価値が30%以上下落したものについて、損失に備え、その変動相当額を計上。（マイナス金額で計上）
(2) 貸付金	<p>福祉資金や奨学金などの福祉的な目的の貸付金や、中小企業支援や農林振興、地域振興を目的とした貸付金、広島中枢都市圏の機能強化を図るための広島高速道路整備を目的とした貸付金など、県が有する第三者への貸付残高を計上。</p> <p>※ 返済期限が到来している未回収の貸付金は、「未収金」または「長期延滞債権」に別途計上</p>
(3) 基金等	平成20年度末現在の基金残高を計上
(4) 長期延滞債権	県税、使用料・手数料、貸付金にかかる償還金などで支払がなされていない未収金のうち、1年以上の長期にわたるものを計上。
(5) 回収不能見込額	<p>未収金又は貸付金などの債権のうち回収不能となることを見込まれる金額を計上。</p> <p>※ 過去の不納欠損した実績や条例、規則等に基づく免除の実績などを基に算定</p>
3 流動資産	
(1) 現金預金	基金のうち流動性の高い「財政調整基金」及び「減債基金」と「歳計現金」（単年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた額）を計上。
(2) 未収金	納期限を超過し、出納整理期間中にも収入されなかったものを「地方税」、「その他」及び前述の「回収不能見込額」に区分して計上。なお、未収金のうち1年以上の長期にわたるものについては、前述の「長期延滞債権」に計上。

【負債の部】

区 分	内 容
1 固定負債	
(1) 地方債	年度末における県債残高のうち翌々年度以降に償還されるものを計上。 ※ 翌年度支払予定額については、「2 流動負債」の「(1) 翌年度償還予定地方債」に計上
(2) 長期未払金	「債務負担行為」に基づき、なされた「物件の購入」や「債務保証・損失補償」について、すでに「相手方の行為の履行があったもの」あるいは「保証・補償すべき債務の額が確定したもの」について、県が将来にわたり負担しなければならない額（翌年度支払予定額を除く）を計上。 ※ 翌年度支払予定額については、「2 流動負債」の「(3) 未払金」に計上
(3) 退職手当引当金	年度末に全職員が普通退職したと仮定した場合に必要な退職手当のうち、翌年度支払を予定している退職手当を除いた額を試算のうえ計上。 ※ 翌年度支払予定額については、「2 流動負債」の「(4) 翌年度支払予定退職手当」に計上
(4) 損失補償等引当金	地方公共団体の財政の健全化に関する法律における「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上。
2 流動負債	
(1) 翌年度償還予定地方債	年度末における県債残高のうち翌年度に償還されるものを計上。
(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	収支不足が発生した場合の翌年度予算からの充当額を計上。
(3) 未払金	既に役務の提供は受けているが、代金が未払いのものなどを計上。（翌年度の支出予定額）
(4) 翌年度支払予定退職手当	翌年度に支払を予定している退職手当額を計上。
(5) 賞与引当金	翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した額を計上。 ※ 翌年度の6月に支給される賞与の対象となる期間のうち、12月から3月の4か月相当分

【純資産の部】

区 分	内 容
1 公共資産等整備国補助金等	「公共資産」や「投資等」の形成にあたり交付を受けた国庫補助金等の累計。
2 公共資産等整備一般財源等	「公共資産」や「投資等」の形成にあたり、投入した財源のうち地方債などの負債及び前述の「公共資産等整備国庫補助金等」を除いた額の累計。
3 その他一般財源等	「資産と負債の差額」から、前述の「公共資産等整備に投入した財源」及び後述の「資産評価差額」を控除した額を計上。この額は、「物」や「債権」に拘束されない“将来自由に使用できる純資産”を表している。
4 資産評価差額	新たに売却可能資産が計上された場合、もしくは資産の評価替えを行った場合の、帳簿価額と売却可能価額または再調達価額との差額を計上。

「行政コスト計算書」関係

【経常行政コスト】

県の行政活動のうち、資産形成につながらない、人的サービスや給付サービスなど資源の消費を伴うもの。

性質別区分		内 容
1	(1) 人件費	人件費の決算額から退職手当支払額及び前年度賞与引当金計上額を除いた額を計上。
	(2) 退職給与引当金繰入	当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れられた分に相当する額を計上。
	(3) 賞与引当金繰入額	当該年度に賞与引当金として新たに繰り入れられた分に相当する額を計上。
2	(1) 物件費	賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料などを計上。
	(2) 維持補修費	施設等の効用を維持するための維持管理に要する費用を計上。
	(3) 減価償却費	貸借対照表に計上された有形固定資産の減価償却相当額を計上。
3	(1) 社会保障給付（扶助費）	生活保護法等の法令に基づき被扶助者に対して給付等を行う経費を計上。
	(2) 補助費等	普通建設事業費に計上されるものを除く負担金、補助及び交付金、報償費等を計上。
	(3) 他会計等への支出額	県の普通会計以外の会計（病院事業会計など）に対して支出した繰出金のうち、貸付金等資産の増減に関する以外の費用を計上。
	(4) 他団体への公共資産整備補助金等	国、市町、民間等が行う公共施設の新設や改良などの投資的経費に対する県の補助金、負担金等を計上。
4	(1) 支払利息	地方債及び一時借入金の返済時に生じた支払利息を計上。
	(2) 回収不能見込計上額	当該年度に新たに回収不能見込額として加算された額を計上。
	(3) その他の行政コスト	未払金のうち当該年度債務履行額（ただし、普通建設事業費に計上されるものを除く。）として新たに繰り入れられた分に相当する額を計上。

【経常収支】

県が行政経営の財源として受け取る使用料・手数料等の受益者負担額。

性質別区分		内 容
1	使用料・手数料	当該年度決算額に当該年度末長期延滞債権及び未収金計上額を加え、前年度末長期延滞債権及び未収金計上額を控除した額を計上。
2	分担金・負担金・寄附金	当該年度決算額に当該年度末長期延滞債権及び未収金計上額を加え、前年度末長期延滞債権及び未収金計上額を控除した額を計上。

【純経常行政コスト】

「経常行政コスト」と「経常収益」の差額。

※ 通常マイナスの数値となり、受益者負担以外の県税や地方交付税などの「一般財源等」により賄われた行政コストを表す。

「純資産変動計算書」関係

【純資産の構成】

区 分	内 容
公共資産等整備国庫補助金等	住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち、国から補助を受けたもの。
公共資産等整備一般財源等	公共資産等に充てられた一般財源等を指しており、公共資産等の財源のうち、国庫支出金、地方債、債務負担行為以外のもの。
その他一般財源等	上記「公共資産等整備一般財源等」とは別に、将来自由に財源として使用できる純資産。
資産評価差額	新たに売却可能資産が計上された場合、もしくは資産の評価替えを行った場合の、帳簿価額と売却可能価額または再調達価額との差額。

【増減の要因】

区 分	内 容
期首純資産残高	前年度末の貸借対照表に計上されている純資産残高を計上。
純経常行政コスト	当年度の「行政コスト計算書」における「(差引)純経常行政コスト」を計上。
一般財源	県税、地方交付税など、「行政コスト計算書」における「経常収益」以外の歳入を計上。
補助金等受入	国庫補助金等であり、「公共資産等整備」の財源となったものと「行政コスト」の財源となったものに分類し計上。
臨時損益	経常的でない特別な事由に基づく損益が発生した場合、当該内容を示す名称を付した科目をもって臨時損益に計上。
災害復旧事業費	当該年度の災害復旧事業費を計上。
公共資産除売却損益	公共資産を除却した場合は除却した公共資産の帳簿価額、売却した場合は公共資産の帳簿価額と売却額との差額を計上。
投資損失	貸借対照表に計上されている投資損失引当金と一致。
損失補償等引当金繰入等	貸借対照表に計上されている損失補償等引当金と一致。
科目振替	取得時の財源投入額や処分時の財源増加額を把握し、純資産変動計算書上での財源の異動を明らかにする。
公共資産整備への財源投入	公共資産整備に際して、補助金等以外にどの程度の一般財源が充てられたかを表す。
公共資産処分による財源増	公共資産を除却または売却した場合、資産に充てられていた財源について、一般財源への振替処理を表す。
貸付金・出資金等への財源投入	貸付金・出資金等に対して補助金等以外にどの程度の一般財源が充てられたかを表す。
貸付金・出資金等の回収等による財源増	貸付金・出資金等の回収などがあつた場合、これらに充てられていた財源について、一般財源への振替処理を表す。
減価償却による財源増	有形固定資産の減価償却に伴い、有形固定資産に充てられていた財源について、一般財源への振替処理を表す。
地方債償還に伴う財源振替	地方債の償還による一般財源の負担について、「公共施設等整備一般財源等」への振替処理を表す。
資産評価替えによる変動額	「有形固定資産」等の資産について、時価評価等による評価替えを行った際に生じる差額を計上。
無償受贈資産受入	無償による寄贈等により取得した土地などの「有形固定資産」や有価証券などがあつた場合の、その評価額に応じた額を計上。
その他	その他の純資産の変動について、その内容を示す名称を付した科目をもって計上。
期首純資産残高	貸借対照表に計上されている純資産残高と一致。

「資金収支計算書」関係

【経常的収支の部】

地方公共団体における経常的な行政活動に係る資金収支（※）を項目別に計上。

※ 公共資産整備収支及び投資・財務的収支に含まれない支出と収入

【公共資産整備収支の部】

土地、建物等の有形固定資産の取得及び売却とその財源としての国庫支出金や地方債等の収入など、投資的な資金収支を計上。

【投資・財務的収支の部】

外郭団体等への投資・出資や貸付あるいは地方債の償還などの支出とその財源としての国庫支出金や貸付金の回収等の収入など、財務活動による資金収支を計上。

「連結財務書類」関係

○ 各会計間の調整事項

連結に当たり、連結対象団体会計間の資金の移動にすぎない取引については、相殺しています。

【相殺消去の主な取引】

主な取引のパターン	相 殺 消 去 の 方 法	
① 投資と資本の相殺消去	(出資した側) ・貸借対照表・資産の部・投資等「投資及び出資金」を減額・資金収支計算書の資金移動額を消去	(出資を受けた側) ・貸借対照表・純資産の部（「公共資産等整備一般財源等」）を減額・資金収支計算書の資金移動額を消去
② 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去	(貸し付けた側) ・貸借対照表・資産の部・投資等「貸付金」を減額・資金収支計算書の資金移動額を消去	(借り入れた側) ・貸借対照表・負債の部・固定負債「その他」又は流動負債「その他」を減額・資金収支計算書の資金移動額を消去
③ 補助金支出と補助金収入（取引高の相殺消去）	(補助した側) ・行政コスト計算書「補助金等」を減額・資金収支計算書の資金移動額を消去	(補助を受けた側) ・行政コスト計算書「その他特定行政サービス収入」を減額・資金収支計算書の資金移動額を消去
④ 会計間の繰入れ・繰出し（取引高の相殺消去）	(繰出した側) ・行政コスト計算書「他会計等への支出額」を減額・資金収支計算書の資金移動額を消去	(繰入れた側) ・行政コスト計算書「他会計補助金等」を減額・資金収支計算書の資金移動額を消去